

＜注意＞

この様式のダウンロードは、コースⅢまたは、コースⅠで専門科目研修から受講する方が対象です。

今年度コースⅠで、共通科目研修と専門科目研修の両科目を受講する方は、ダウンロードしないでください。（共通科目研修最終日に直接「案内書」一式をお渡しします。案内書2頁、赤枠「※」参照。）

補償業務管理士専門科目研修実施の案内 (令和6年度)

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

目 次

はじめに	1
1. 受講資格のある者	1
2. 研修会場・実施期間等	1
(1) 研修会場等	1
(2) 申込受付場所及び申込受付期間	2
(3) 研修の科目等	3
3. 研修と受験（筆記試験）との関係	7
4. 申請に必要なコース別書類	8
5. 記載上の注意事項	9
6. 受講手数料及び納入方法	9
7. 研修で使用する市販図書	11
8. 研修受講上の諸注意	13
9. 専門科目研修修了証書の交付	13
10. 記載例	14
11. 研修会場の案内図	30

はじめに

この研修は、補償業務管理士の資格を取得しようとする下記の「1. 受講資格のある者」を対象に「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」(平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。)第2条及び第17条に基づき実施するものです。

1. 受講資格のある者

- ① 今年度コースⅠにより共通科目研修を受講した者及び専門学校を卒業し、補償講座の単位を取得し共通科目研修を免除された者(29頁参照)。ただし、既に専門科目の筆記試験に合格し、共通科目の筆記試験が不合格で共通科目の研修有効期間(3箇年)が失効し、新たに今年度共通科目の研修を受講した者を除く。
- ② 既にコースⅠで共通科目に合格し、専門科目の筆記試験が不合格で専門科目の研修有効期間(3箇年)が失効し、再度専門科目の研修を受講する者。
- ③ コースⅢで受講する者
既に補償業務管理士の資格を有している者で新たに他部門の資格を取得するために必要な当該部門の実務経験を4年以上有する者及び専門科目の筆記試験が不合格で専門科目の有効期間(3箇年)が失効し、再度、専門科目研修を受講する者。
ただし、**附則第2項に基づき取得した部門のみを有する者で新たな部門を追加取得しようとする者は、コースⅠで共通科目研修からの受講となります。**
- ④ 総合補償部門を受講する者
補償関連部門を含む3以上の部門の登録がなされている補償業務管理士。ただし、免除申請基準(実施規程第20条第2項第2号)に該当する者を除く。

2. 研修会場・実施期間等

(1) 研修会場等

研修会場・実施期間等は次のとおりです。

○集合型研修(対面)

実施部門	実施場所	実施期間				
		月	日(曜日)			
土地調査部門	スタンダード会議室「五反田ソニー通り店」 TEL03-5719-4894 東京都品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル 4階	6	25 (火)	26 (水)	27 (木)	28 (金)
土地評価部門	スタンダード会議室「五反田ソニー通り店」 TEL03-5719-4894 東京都品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル 3階	7	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)
営業補償・ 特殊補償部門	スタンダード会議室「五反田ソニー通り店」 TEL03-5719-4894 東京都品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル 3階	6	25 (火)	26 (水)	27 (木)	28 (金)
事業損失部門	スタンダード会議室「五反田ソニー通り店」 TEL03-5719-4894 東京都品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル 3階	7	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)
補償関連部門	スタンダード会議室「五反田ソニー通り店」 TEL03-5719-4894 東京都品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル 3階	7	9 (火)	10 (水)	11 (木)	12 (金)

総合補償部門	スタンダード会議室「五反田ソニー通り店」 TEL03-5719-4894 東京都品川区東五反田2-3-5 五反田中央ビル 3階	7	9 (火)	10 (水)	11 (木)	12 (金)
--------	--	---	----------	-----------	-----------	-----------

○Web 研修（ライブ配信）

実施部門	実施方法	実施期間	
		月	日（曜日）
物件部門 機械工作物部門	Web 研修（ライブ配信）により実施します。 メールの送受信及び Zoom ウェビナーの視聴が可能なパソコン（又はタブレット）が必要となります。 なお、詳細は受講者宛別途お知らせします。	7	16日（火）、17日（水）、 18日（木）、19日（金） ※研修のカリキュラム（科目、開始・修了時間）は、「集合型研修（対面）」の場合と同じになります。 したがって、研修の実施期間、時間以外での視聴はできません。

(2) 申込受付場所及び申込受付期間

申込の受付場所及び受付期間は、下記のとおりです。（但し、令和6年度コースⅠ受講者を除く。※）
郵送による**申込は5月21日（火）必着**でお願いします。
受付期間後半は込み合いますので、**お早めに申込ください。**

記

申込受付場所	申込受付期間（※）	
	自 年月日（曜）	至 年月日（曜）
（一社）日本補償コンサルタント協会 研修事業部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル6F 電話 03-3591-7711（研修事業部 直通）	令和6年 5月7日（火）	令和6年 5月21日（火）

※ 令和6年度の「共通科目研修」を「コースⅠ」で受講し、次に専門科目研修を受講する者に限り、別途、申込受付期間を設けております。（共通科目研修最終日に配布する添付書類「事務連絡」参照のこと）必ず、共通科目研修修了後に**申込手続き**をしてください。（修了証書の写しが添付されていない申し込みは、無効となります。）

尚、「過年度にコースⅠを選択し専門科目研修から再度受講する者」や、「専門学校補償講座取得者」、或いは、「コースⅢ」で新たに専門科目研修から受講する者は、これに該当いたしません。必ず上記「申込受付期間」内にお申し込みください。

(3) 研修の科目等

部門別研修のカリキュラム及び日程等は次のとおりです。

①土地調査部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
6月25日 (火)	土地調査概説 (1)	民法概説 (2)			(同左) (4)				
6月26日 (水)	地籍調査概説 (2)		法定外公共物概説 (1)		権利、権利者調査の実務 (4)				
6月27日 (木)	境界確認の実務 (2)		立入調査の実務 (1)		権利、権利者調査の実務 (4)				
6月28日 (金)	用地測量概説 (3)				土壌汚染に関する調査の実務 (3)				16:00 閉講式

(注)1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

②土地評価部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月2日 (火)	土地評価概説 (1)	鑑定評価書の見方 (2)			不動産鑑定評価理論概説 (2.5)		公的評価の概説 (1.5)		
7月3日 (水)	公共用地の取得における土地評価の実務(理論) (3)				公共用地の取得における土地評価の実務(算定) (4)				
7月4日 (木)	土地の種別ごとの算定の実務 (3)				(同左) (2)		所有権以外の権利の評価の実務 (2)		
7月5日 (金)	土地の使用に係る補償額算定の実務 (2)		公共補償における土地に関する補償 (1)		残地補償額算定の実務 (2)		地価公示制度概説 (1)		16:00 閉講式

(注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

③物件部門 ○Web 研修（ライブ配信）

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月16日 (火)	物件概説 (1)	建築基準法等概説 (2)		木造建物の調査と算定の実務 (4)					
7月17日 (水)	非木造建物の調査と算定の実務 (3)			木造特殊建物の調査と算定の実務 (1)	建物設備の調査と算定の実務 (3)				
7月18日 (木)	建物等の取得等の補償 (1.5)	公共補償における建設費等の補償 (1.5)		(同左) (0.5)	建物移転補償の実務 (3.5)				
7月19日 (金)	工作物（機械工作物部門の「機械工作物」及び「生産設備」を除く。）、立竹木の調査と算定の実務 (3)			建物等の移転に伴い生ずる損失の補償額算定の実務 (3)					16:00 閉講式

(注)1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

④機械工作物部門 ○Web 研修（ライブ配信）

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月16日 (火)	機械工作物概説 (1)	機械工作物関係法規概説 (2)		(同左) (4)					
7月17日 (水)	単体機械の調査と算定の実務 (3)			機械工作物移転補償の実務 (調査、算定の手順等) (4)					
7月18日 (木)	機器等に係る電気、配管その他設備等の調査と算定の実務 (3)			プラントの調査と算定の実務 (2)		ライン生産施設の調査と算定の実務 (2)			
7月19日 (金)	機械工作物移転補償の実務 (仕様書、算定要領) (3)			(同左) (1)	生産設備の調査と算定の実務 (2)			16:00 閉講式	

(注)1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

⑤営業補償・特殊補償部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
6月25日 (火)	営業補償・ 特殊補償概説 (1)	営業調査の実務 (2)			(同左) (1)	営業補償額算定の実務 (3)			
6月26日 (水)	営業補償額算定の実務 (3)				簿記概説 (2)		会計・財務諸表概説 (2)		
6月27日 (木)	漁業権等補償の実務 (3)				営業補償額算定の実務 (4)				
6月28日 (金)	鉱業権、租鉱権、採石権の補償の実務 (3)				農業、立毛、養殖物等の 補償の実務 (3)			16:00 閉講式	

(注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

⑥事業損失部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月2日 (火)	事業損失 概説 (1)	日陰による事業損失 の実務 (2)			(同左) (1)	事業損失に係わる判例の動向 (3)			
7月3日 (水)	公害関係法及び環境 アセスメント概説 (2)		(同右) (1)		建物等の損害等による 事業損失の実務 (3)			事業損失補 の実務 (1)	
7月4日 (木)	テレビジョン電波受信障害による 事業損失の実務 (3)				水枯渇等による事業損失 の実務 (3)			公共補償におけ る公共施設等の 損傷等に対する 費用の負担 (1)	
7月5日 (金)	その他(騒音、農作物及び定型化されてい ない類型)の事業損失に関する補償の実務 (3)				残地及び隣接地工事費等 の補償の実務 (3)			16:00 閉講式	

(注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

⑦補償関連部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月9日 (火)	補償関連 概説 (1)	補償実務の基礎的知識 (2)			(同左) (3)			水源地域対策 特別措置法概説 (1)	
7月10日 (水)	生活再建 措置の実務 (1)	生活再建 調査の実務 (1)	住民意向 調査の実務 (1)		事業認定申請書の作成の実務 (理論) (4)				
7月11日 (木)	裁決申請書の作成の実務 (3)				事業認定申請書の作成の実務 (実務) (4)				
7月12日 (金)	補償説明の実務 (3)				(同左) (1)	地方公共団体等 との補償に関する 連絡調整の実務 (2)		16:00 閉講式	

(注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

⑧総合補償部門

月 日	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月9日 (火)	用地取得マネジメント (3)				行政対象暴力 (2)		用地訴訟 (紛争) (2)		
7月10日 (水)	/	用地事務のあり 方とコンプライ アンス (1.5)	(同右) (0.5)		公共用地取得計画 図書の作成の実務 (1.5)		用地事務工程管理の実務 (2.5)		
7月11日 (木)		民法 (2)			土地収用法 (2)		補償に関する相談 の実務 (2)		
7月12日 (金)		/	説明会の実務 (2)			公共用地交渉の実務 (3)			16:00 閉講式

(注) 1 研修初日のオリエンテーション及び開講式は、8時45分から行います。

2 ()内は時間数を示します。

3. 研修と受験（筆記試験）との関係

筆記試験を受けるためには、共通科目研修及び専門科目研修の受講が必須です。（コースⅠの場合、**両科目を受講修了**しなければ**次の筆記試験へは進めません**。ただし、コースⅢの場合は、専門科目研修のみ。また、それぞれの**研修の有効期間は3箇年**。）

なお、コースⅠ 共通科目研修受講修了者で専門科目研修申込にあたって**コース変更等を希望する方は、申請手続きが必要となります**ので、協会本部 研修事業部までご連絡ください。（2頁「記」参照）

令和6年度の筆記試験については、専門科目の筆記試験を下表のとおり実施します。**午後の専門科目の試験時間が分かれている部門については、2部門の受験が可能となります**ので、コースⅠ又はⅢの方で2部門受験される方は当該部門の研修を受講してください。

令和6年度補償業務管理士検定試験（筆記試験）実施時間割

令和6年10月27日（日）

午 前	午 後	
9：15～11：45	12：45～14：45	15：00～17：00
共 通 科 目	土地調査部門	事業損失部門
	土地評価部門	物件部門
総 合 補 償 部 門		補償関連部門
	営業補償・ 特殊補償部門	

4. 申請に必要なコース別書類

申込書一式（「受講申込書」（様式1）、「受講写真票」（様式2）、「受講票」（様式3）及び「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」）及び添付書類（コース別に区分）を「受講申込書」（様式1）の、表面をコピーしたものと一緒に提出してください。（下表参照）

＜表 コース別必要提出書類＞

申込書一式 (各コース共通) 右表上段 1. ~ 4. + 添付書類 (コース別・ 勤務形態別) 右表下段 ①のみ、 または ①、② または ①、②、③	1. 「受講申込書」（様式1）及び「その表面の写し」1部 2. 「受講写真票」（様式2）※写真1枚(縦4cm、横3cm、脱帽、上半身6ヶ月以内に撮影したもの) 3. 「受講票」（様式3） 4. 「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」★ ★上記「4.」:「今年度(令和6年度)コースⅠ」で共通科目研修から受講している者は、「令和6年度共通科目研修申込の際、提出済み」と記載し添付してください(27頁参照)。コースⅢ及び再度受講受け直しのコースⅠの方は、直近4年以上の経歴を記載したものを添付してください(20頁~26頁参照)。			
	コースⅠの添付書類 (ただし、専門学校補償講座取得者は、 次頁(2)参照)		コースⅢの添付書類 (ただし、総合補償部門選択者は次頁(1)参照)	
	A ※ 今年度の共通科目研修を受講した。	B ※ 再度、専門科目研修から受け直す。	<勤務形態A> ※ (補償業務経歴期間が現在の勤務先のみで満たす場合)	<勤務形態B> ※ (補償業務経歴期間が複数の勤務先の合算で満たす場合)
	①「共通科目研修修了証書」(写し) ②「健康保険被保険者証」(写し) (注1)、(注2)	①「健康保険被保険者証」(写し) (注1)、(注2)	①「補償業務管理士登録証」(写し) ②「健康保険被保険者証」(写し)(注1)、(注2)	①「補償業務管理士登録証」(写し) ②「健康保険被保険者証」(写し)(注1)、(注2) ③「年金記録照会」(写し)または「被保険者記録照会回答票」(写し)(注2)
別紙『専門科目研修の使用図書の斡旋申込書』に必要な図書の購入部数を記入し、各出版社宛てにFAXする。(★市販図書を使用する部門を選択した受講者全員対象となります。)				

※コースⅠは今年度の受講が再度受け直しかで、同じくコースⅢは勤務形態によりAまたはB欄の書類が必要となります。

(注1) 被保険者証が「国民健康保険被保険者証」の場合(船舶保険被保険者証はこれに含みません。))は、勤務先の代表者による在職期間、国民健康保険被保険者証である理由、常勤している(いた)旨の**証明書も添付**してください。(「後期高齢者医療被保険者証」の場合も同様に添付)

また、イ)「健康保険被保険者証」の表面に**勤務先名称の記載が無い**

ロ)「健康保険被保険者証」の資格取得年月日が補償業務経歴に記載した**年数より新しい**

これらの場合は、「年金記録照会」(写し)または「被保険者記録照会回答票」(写し)と一緒に提出してください。



(注2) ねんきんネット「年金記録照会」又は「被保険者記録照会回答票」(https://www.nenkin.go.jp/n_net)**年金記録が全て記載**してあるものに限りです。

※これらの写しについては、いずれも保険者番号及び被保険者等記号、番号等を読み取れないように塗りつぶし(マスキング)を施したうえで提出してください。

(1)総合補償部門受講申込者については、下記の書類提出となります。(5点)

※経歴書の添付の必要はありません。

1. 「受講申込書」(様式1)(原本)及び「その表面の写し」1部
2. 「受講写真票」(様式2)
3. 「受講票」(様式3)
4. 「補償業務管理士登録証」(写し)
5. 「健康保険被保険者証」(写し)

(2)専門学校補償講座取得者については、下記の書類提出となります。(6点)

1. 「申込書一式」1.～4.(前頁<表 コース別必要提出書類>上段)
2. 「健康保険被保険者証」(写し)(前頁(注1)、(注2)を確認のこと)
3. 補償講座単位取得が記載されている「卒業証明書」(写し)または、「単位取得証明書」(写し)

5. 記載上の注意事項

- ① 受講申込に際しては、必ず受講者本人が所定の様式を使用し、作成してください。
- ② 記入に当たっては、**黒又は青インクのペン又はボールペン**を用い、**必ず楷書**で記入してください。**特に人名については、字を崩したりせず正確に記入してください。**(パソコン等による作成も可、変換ミスにご注意ください。)
- ③ 提出書類に不備(記入漏れ、誤記等)又は偽りがあった場合には、**受講できないことがあるか、受講失格**となる場合がありますので、必ず受講者本人が記入又は入力してください。
- ④ **全提出書類をコピーして、最終合格発表まで必ず保管**しておいてください。(後日、記載事項について確認する場合があります。)
- ⑤ **再研修受講者**は「受講申込書」(様式1)の上部右余白に**朱字で「再」**とお書きください。
なお、「再研修受講者」とは、共通科目の筆記試験は既に合格し、専門科目研修の有効期間(3箇年)が失効したため、再度専門科目の研修を申し込む者です。
- ⑥ 「受講写真票」(様式2)
写真1枚(縦4cm、横3cm、脱帽、上半身6ヶ月以内に撮影、正面を向き表情が認識できるもの)を所定の欄に貼付してください。

その他記入に関する詳細な注意事項は、14頁以降の「**記載例**」を参照してください。

6. 受講手数料及び納入方法

- ① 正会員又はその他の受講手数料は、次頁<受講手数料一覧>のとおりです。
なお、当該受講者が現に勤務している営業所等が正会員でなくても、同一法人等の本社、支社又は営業所等のいずれかが当協会の正会員となっている場合には、受講手数料は正会員の額となります。(この場合の会員番号は、会員名簿に記載されている番号を用いてください。主たる営業所が正会員の場合はその番号を、その他の場合は地理的に近い営業所等の会員番号を記載してください。)※**正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントCPD会員は含まれません。**

② 受講手数料は、ATM 機等(インターネットバンキング可)により、**受講者の個人名**で下記口座に振込み、その「利用明細書」等の「写し」を「専門科目研修受講申込書」(様式 1)裏面の所定の場所に貼付してください。振込みに際しては、当協会の正会員の方は、**個人名の前に必ず会員番号**を入力してください。

(例: **3-7** コウノ タロウ)

なお、振込みに要する費用は、受講者の負担といたします。

振込先: 三菱UFJ銀行本店

預金種目: 普通預金

口座番号: **No.7649508** **※注: 口座番号にご注意ください。**

受取人: 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

所在地: 東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHKビル 6階

③ 受験手数料を纏めて**数人分振り込む場合又は、勤務先名でのみ振り込み**をする場合には、「受講申込書」裏に振込控え(写し)を添付する際、空白部分に振り込まれた受講者個人名を記載してください。また別途 FAX(03-3591-6607)にて、受講者名を記載してお知らせください。

④ 現金等による受講手数料の納付は受け付けません。

< 受講手数料一覧 >

○お振り込みは、申込開始日 7 日前からお願いいたします。

(単位: 円)

区 分		全部門共通 (1 部門)	
		正 会 員 ※	そ の 他
受講手数料		40,000	50,000
内 訳	本体価格	36,364	45,455
	消費税額 10%	3,636	4,545

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 登録番号 : T2010405001152

※正会員とは、当協会会員を示します。**補償コンサルタントCPD会員は含まれません。**

※複数部門申し込む場合、**受講手数料(太枠) × 部門数** となります。

- (注) 1. 受講手数料には、交通費、宿泊費は含まれておりません。
 2. 宿泊場所は、各自で用意してください。
 3. 受講申込後、受講を取上げる場合は、速やかに協会本部研修事業部に連絡し、必要な手続きをお取りください。

※受講手数料の返還

- ① 受講初日の半月前まで 80%返還
- ② 上記①以後、受講初日の一週間前まで 50%返還
- ③ ①、②以後 返還なし

注) 返還に伴う振込手数料は、受講者の負担とする。

7. 研修で使用する市販図書

研修で使用する図書は、下記のとおりです**受講者自らが用意して、ご持参**ください。

- 土地調査部門
＜市販図書なし＞
- 土地評価部門
 - ・要説 不動産鑑定評価基準と価格等調査ガイドライン (株)住宅新報出版
 - ・改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務 (株)大成出版社
- 物件部門
＜市販図書なし＞
- 補償関連部門
 - ・基準と事例でわかる！営業補償の実務 (株)ぎょうせい
※令和4年12月28日第3刷発行（「営業補償調査算定要領（案）」（令和3年3月19日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）及び同解説（QA）制定に伴う変更内容等を付記。）
 - ・全訂 事業認定申請マニュアル (株)ぎょうせい
 - ・改訂版 明解 事業損失の理論と実務 (株)大成出版社
 - ・心理的アプローチによる用地折衝の進め方 (株)大成出版社
- 事業損失部門
 - ・改訂版 明解 事業損失の理論と実務 (株)大成出版社
- 営業補償・特殊補償部門
 - ・基準と事例でわかる！営業補償の実務 (株)ぎょうせい
※令和4年12月28日第3刷発行（「営業補償調査算定要領（案）」（令和3年3月19日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）及び同解説（Q&A）制定に伴う変更内容等を付記。）
- 機械工作部門
＜市販図書なし＞
- 総合補償部門
＜市販図書なし＞

以上ですが、受講する部門により持参する図書が違いますので注意してください。

※研修会場では、研修使用図書の販売はいたしません。

- 『全訂 事業認定申請マニュアル』／(株)ぎょうせい
- 『基準と事例でわかる！営業補償の実務』／(株)ぎょうせい
- 『改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務』／(株)大成出版社
- 『改訂版 明解 事業損失の理論と実務』／(株)大成出版社
- 『心理的アプローチによる用地折衝の進め方』／(株)大成出版社



上記の図書は、斡旋いたしますので、出版社別の別紙『専門科目研修の使用図書の斡旋申込書』に必要な図書の購入部数を記入して各出版社宛てにFAXしてください。※FAX番号は斡旋申込書に記載されております。

- 『要説 不動産鑑定評価基準と価格等調査ガイドライン』／(株)住宅新報出版



直接、(株)住宅新報社へ発注してください。(※Amazonでも取り扱いがあるそうです。)

その他の研修テキストは、研修会場で配付します。

* 斡旋申込する使用図書の発送及び支払について :

図書の発送は締切日より後日となります。

発送・支払方法などの詳細については、各出版社へお問い合わせください。

<図書出版元>

- (株)住宅新報出版 ……03-6388-0052
- (株)ぎょうせい ……0120-953-431
- (株)大成出版社 ……03-3321-4131

8. 研修受講上の諸注意

- ① 「受講票」(様式 3)が、研修実施日5日前までに到着しない場合は、受講申込先(当協会本部 2 頁 記.)へお問い合わせください。
- ② 研修当日は、必ず「**受講票**」を持参してください。
- ③ 研修初日は、8 時 45 分までに受付を済ませて着席してください。(オリエンテーション及び開講式を行います。)
- ④ 研修期間中は、**毎朝受付を行いますので、講義開始 10 分前までに「受講票」を受付に提示**してください。また、遅刻をしないようお願いいたします。(遅れてきた場合、受講できないことがあります。)

9. 専門科目研修修了証書の交付

研修を修了した方には、修了証書を交付します。

(注) コース I またはコース III で**専門科目研修受講後住所等に変更が生じた場合**には電話、FAX 等で速やかに協会本部までご連絡ください。(ただし、コース III でこの専門科目研修を受講した方は、速やかに「**補償業務管理士登録事項変更申請**」の手続きを行ってください。)

10. 記載例

◎ 記入事項はすべて、令和6年5月1日現在で記入してください。



◎ 提出の際には、記入漏れのないよう、再度チェックしてください。

(様式 1)

令和6年度 補償業務管理士専門科目研修受講申込書

会長認印	※	受付番号	※
------	---	------	---

私は、補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第8条の規定により研修を受講したいので、下記のとおり申込みます。

令和6年5月10日

★氏名、生年月日は住民票と相違のないように記入する

(氏名) 甲野 太郎

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会
会長 清水 郁夫 様

1.	ふりがな	こうの	たろう	男	年令	満 40 歳	(生年月日)		
	氏名	甲野	太郎	女			昭和 平成	59年2月13日	
2.	現住所 (詳細に記入)	〒169-0016 東京都新宿区高田馬場一丁目一番一号 スカイマンション503号							
		電話: 03(4321)5673 e-mail: T-kono@yakomo.or.jp							
3.	勤務先(現在所属している本社、支社、支店等について記入してください。)								
	名称	虎ノ門補償株式会社			電話	03(1953)8166			
					FAX	03(1953)6681			
	所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋四丁目六番一号							
	勤務先での 役職等	部長			入社 年月日	平成 3年 4月 1日			
	会員番号	3 - 7							
	※CPD 会員 番号とは異な ります						コース区分(右のコース区分いずれかを○印で囲んでください。)		
4.	研修を受けよう とする部門	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		土地調査	土地評価	物件	機械 工作物	営業補償 特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償

★一般社員、
係長、課長等
の別を記入
する

★協会会員の
場合必ず記入
する

※CPD 会員
番号とは異な
ります

★本人と連絡の取れるところ
を記入する

★今現在、本人が勤務しているところの名称、所在地
を記入する(支社や営業所ならば、その所在地)

選択したコースを○で囲む

利用明細書等(写し)貼付欄
(全面のり付け)

- ① 受講手数料を振り込んだ際の「利用明細書」等の**写し**を貼付してください。
- ② 貼付されていない方は、受講できません。



★原本を貼付された場合、後日返却できません

※ネットバンキング振込の場合、振込完了後の画面をA4版にプリントアウトし、そのまま申込書の次に添付してください。

※この「研修受講申込書」は、両面をA4版1枚で作成してください。

※複数部門受講の場合は、部門ごとに作成してください。

※複数部門受講の場合は、部門ごとに作成のこと



★切手を忘れずに貼付する（必ず最新料金を郵便局 HP でご確認ください）

郵便はがき

63円切手を貼付してください。

1 6 9 - 0 0 1 6

甲野太郎様

東京都新宿区高田馬場一丁目一
スカイマンション五〇三号

東京都港区虎ノ門二丁目三二〇
虎ノ門YHKビル 六階
一般社団法人 日本補償コンサルタント協会
電話番号〇三・三五・七七一一
(研修事業部 直通)

105-0001

切り離さないでください。

★受講者本人の住所及び名前を正確に必ず記入すること

★「様」を外さないこと



★勤務先地で区分した支部名を記入する（非会員も同じ）右表を参照

(様式 2)

令和 6 年度 専門科目研修受講写真票

受講部門を○で囲む	(1) 土地調査	(2) 土地評価	(3) 物件	(4) 機械工作物	(5) 営・特補償	(6) 事業損失	(7) 補償関連	(8) 総合補償
-----------	----------	----------	--------	-----------	-----------	----------	----------	----------

所属支部名	関東	受付番号	※
ふりがな氏名	こうの 甲野	たろう 太郎	
生年月日性別	昭和 59年 2月 13日	平成	男
勤務先名	新橋補償(株)	会員番号	3-7

← 3.0 cm →

↑ 写真貼付 ↓

4.0 cm

↓

(様式 3)

令和 6 年度 専門科目研修受講票

受講部門を○で囲む	(1) 土地調査	(2) 土地評価	(3) 物件	(4) 機械工作物	(5) 営・特補償	(6) 事業損失	(7) 補償関連	(8) 総合補償
-----------	----------	----------	--------	-----------	-----------	----------	----------	----------

選択部門日程	令和 6 年 7 月 2 日 ~ 7 月 5 日
研修会場	スタンダード会議室 (五反田ソニー通り店)
所属支部名	関東
受付番号	※
ふりがな氏名	こうの 甲野 たろう 太郎

・市販図書を使用する部門を選択された方は、忘れずにご持参ください。

★協会会員の場合、記入すること
※CPD 会員番号とは異なります

勤務先別所属支部

支部名	勤務先所在地 (都道府県)
北海道	北海道
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野
北陸	新潟 富山 石川
中部	岐阜 静岡 愛知 三重
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 福井
中国	鳥取 島根 岡山 広島 山口
四国	徳島 香川 愛媛 高知
九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島
沖縄	沖縄

★選択部門の日程を記入すること
※「物件」又は「機械工作物」部門の場合は、web 研修（ライブ配信）になりますので、研修会場欄に斜線を引いてください。

★写真 1 枚（縦 4 cm、横 3 cm、脱帽、上半身 6 ヶ月以内に撮影）を貼付する

★太枠内に必要事項を記入のこと

様式8.「補償業務経歴」の記載上の留意点

- ① コースⅢ（初研修・再研修）及びコースⅠ（専門科目研修から再研修）は経歴を記載し押印したものを提出してください。（コースⅠで今年度の共通科目研修から受講している者（令和6年度受講者）は「令和6年度 共通科目研修申込の際、提出済み」と記入し提出すること。27頁参照）
- ② 記載事項はすべて、令和6年5月1日現在で記入してください。
- ③ 用紙が足りない場合は、コピーして使用してください。
- ④ 提出の前に記入漏れ、誤字、脱字のないよう、再度チェックしてください。
- ⑤ 8「補償業務経歴」の欄の部門ごとの件名は、契約時の業務発注件名を記載してください。その際、**件名それ自体では具体的な事業内容、業務内容がはっきりしない場合には、次の記入例1のように業務発注名の後に具体的な事業名（収用対象事業であることが分かるように）、及び業務内容（部門の対象業務であることが分かるように、〇〇調査、積算等）を補足し、補償業務が明確になるようにしてください。**なお、各部門の業務内容は、参考1のとおりです。

記入例 1

契約件名 〇〇地区用地調査等業務委託（一般国道〇〇号改築工事（物件・・・非木造建物に係る調査、積算業務を含む。）

- ⑥ 8「補償業務経歴」の欄の「資格を取得しようとする部門の業務経歴」には、「下請業務」は該当いたしません。また、当該業務経歴は、**暦年又は年度ごとに原則 2 事例以上記載**してください。暦年又は年度ごとに実務経歴の記載がない場合は、期間計算には算入しないでください。
資格を取得しようとする部門の業務経歴は 4 年以上必要です。
- ⑦ 8「補償業務経歴」の欄の従事年数の証明は、所属する又は所属した会社等の**人事権を有する証明者**（通常は代表者）により行ってください。
- ⑧ 所属する又は所属した会社等が複数のときは、**複数の会社等の証明が必要**です。なお、この場合には、証明を要する会社等ごとに8「補償業務経歴」を提出してください。
- ⑨ 会社等が倒産等により、証明を得ることができない場合には、その理由書と当時、その在職期間中の役員又は上司等の2名以上の連名により証明してください。
この場合、証明者がその期間に在職していたことを証する資料（例えば、登記事項証明書の写し、年金加入記録照会等）を添付してください。

部門別補償業務経歴記載例

本様式については、特に下記事項について留意し、次頁以降の記載例にしたがって記載のうえ提出してください。

※ 発注者(上段)

土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程第2条第1項の「補償業務を直接請負った経歴(元請)」しか認められませんので、建設会社、コンサルタント会社、民間企業、個人等からの発注は業務経歴には加算されません。

※ 補償業務の件名(下段)

契約書の件名では、当該部門の補償業務内容であるか分かりづらい場合は、以下のように収用対象事業の種類(内容)、当該部門の業務の内容であること等が分かるように適宜補足してください。

(例) (契約書の件名) 「国道〇〇号線用地調査等業務」



(土地調査部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地調査業務(登記簿の閲覧、土地の境界確認、権利者の住所・氏名の確認含む。)

(土地評価部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)

(物件部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務(非木造建物及び立木等調査算定を含む。)

(機械工作物部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区支障物件調査業務(〇〇工場設備調査算定業務)

(営業補償・特殊補償部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務(〇〇商店営業休止補償調査算定業務を含む。)

(事業損失部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区家屋調査業務(電波障害影響調査を含む。)

(補償関連部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区意向調査業務

※ 業務経歴期間の計算については、年度又は暦年で時点の異なる2事例以上ある場合、本様式の終期から始期を差し引いた年月数が実務経験年数となりますが、それを満たさない場合は、それぞれの業務経歴期間の積み上げとなりますのでご注意ください。

資格を取得しようとする部門の業務経歴は4年以上必要です。

※ 件名の選択に当たっては、所属会社が受注した事例で、必ず申請者本人が担当した事例を記載してください。(虚偽の記載をした場合は、実施規程第21条第3号に抵触するおそれがあります。)

(記載例)

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	星野佐知
土地調査	部門

8.	資格を 取得し よう とする 部門 の 補償 業務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
		平成30年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局
		30年 7月まで	県道57号改築工事〇〇地区用地測量業務 (土地境界確認、権利調査等土地調査を含む。)
		30年 9月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所
		30年12月まで	一般国道〇号改築工事〇〇地区土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)
		31年 4月から	〇〇市道路建設課
		令和元年 6月まで	市道〇〇線〇〇地区拡幅歩道設置工事用地測量業務 (登記簿閲覧、境界確認等土地調査を含む。)
		元年 9月から	〇〇県〇〇土木事務所
		元年11月まで	〇〇川改修〇〇地区築堤工事土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)
		2年 6月から	〇〇地方整備局〇〇河川事務所
		2年 7月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事用地測量等業務(権利調査等の土地調査を含む。)
		2年10月から	〇〇町土木課
		3年 1月まで	町道〇〇線拡幅工事用地調査業務(土地境界確認等の土地調査を含む。)
		3年 6月から	〇〇市街路課
		3年 9月まで	都市計画街路〇〇線交通安全施設設置等工事土地調査業務 (権利調査、土地境界確認等)
		3年11月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所
		4年 2月まで	〇〇西バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務(権利確認等土地調査を含む。)
		4年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局
4年 7月まで	広域農道〇〇線拡幅工事用地測量調査業務(登記簿閲覧、土地境界確認等業務を含む。)		
4年 9月から	〇〇県〇〇土地改良区		
5年 2月まで	〇〇地区ほ場整備事業灌漑排水工事土地調査業務(権利調査、土地境界確認等)		
5年 6月から	〇〇市下水道課		
5年 8月まで	〇〇地区下水処理場建設工事用地測量業務(登記簿閲覧等土地調査を含む。)		
			合 計 5年 4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	甲野太郎
土地評価	部門

8.	資格を 取得し よ うと する 部門 の 補償 業務 経 歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)			
		平成30年4月から 30年6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道20号拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務			
		30年8月から 30年11月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査業務(標準地評価及び比準業務等土地評価業務)			
		31年4月から 令和元年5月まで	〇〇市土木局道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務			
		元年9月から 元年11月まで	〇〇県〇〇地方振興局 一般国道〇〇〇号改築〇〇地区用地調査業務 (標準地評価及び比準業務等土地評価業務)			
		2年5月から 2年7月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査等業務(標準地評価及び比準業務)			
		2年9月から 2年12月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務			
		3年4月から 3年5月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)			
		3年10月から 4年2月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇地区用地調査等業務 (標準地評価及び比準業務)			
		4年5月から 4年7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地買収に伴う土地評価業務 (標準地評価及び比準業務)			
		4年8月から 4年11月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事〇〇地区用地買収に伴う 標準地評価及び比準業務			
		5年5月から 5年7月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道51号改築工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務			
					合計	5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	吉田俊尚
物件	部門

8.	資格を取得しよとうとする部門の補償業務経歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成30年5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		30年7月まで	一般国道〇号改築〇〇地区建物等調査算定業務	
		30年9月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		30年11月まで	県道15号改築工事〇〇地区非木造建物等調査算定業務	
		31年4月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所	
		令和元年8月まで	高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務 (物件・・・木造、非木造建物調査、算定業務)	
		元年9月から	〇〇市道路建設課	
		元年11月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事非木造建物等調査算定業務	
		2年4月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		2年7月まで	一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物、立木等調査算定)	
		2年9月から	〇〇地方整備局〇〇河川事務所	
		2年11月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務(建物等調査算定)	
		3年4月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所	
		3年8月まで	一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事家屋調査算定業務	
		3年10月から	〇〇市街路課	
		4年2月まで	都市計画街路〇〇線改築工事建物等調査算定業務	
		4年5月から	〇〇市道路建設課	
4年8月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物等調査算定業務)			
4年9月から	〇〇県道路公社			
4年11月まで	一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区家屋調査算定業務			
5年5月から	〇〇県〇〇地方振興局			
5年8月まで	広域農道〇〇線拡幅工事家屋等調査算定業務			
			合計	5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	鈴木 洸太郎
機械工作物	部門

期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
平成 30 年 4 月から 30 年 8 月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区物件調査算定業務 (機械工作物・・・ガソリンスタンド施設調査算定)
30 年 9 月から 30 年 12 月まで	〇〇県〇〇地方振興局 県道 5 号改築工事〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・食品加工機械設備移転調査算定)
31 年 4 月から 令和元年 6 月まで	〇〇市都市計画局街路課 都市計画街路〇〇線改築工事用地調査業務委託 (機械工作物・・・化学工場プラント施設調査算定)
元年 9 月から 2 年 3 月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務委託 (機械工作物・・・金属加工工場ライン設備調査算定)
2 年 5 月から 2 年 7 月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号〇〇バイパス建設工事〇〇地区特別物件調査等業務委託 (機械工作物生コン製造プラント調査算定)
2 年 9 月から 2 年 12 月まで	〇〇市土木局道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (機械工作物自動車整備工場機械調査算定業務)
3 年 4 月から 3 年 8 月まで	〇〇県〇〇地方振興局 主要地方道〇〇線拡幅工事〇〇地区歩道設置工事物件等調査算定業務委託 (機械工作物・ガソリンスタンド施設及び石油貯蔵タンク移転調査算定)
3 年 11 月から 4 年 1 月まで	〇〇市都市計画局街路課 都市計画街路〇〇線改築工事支障物件調査算定業務 (機械工作物・・・パン製造工場設備調査算定)
4 年 5 月から 4 年 7 月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・有線放送設備の調査算定)
4 年 9 月から 5 年 1 月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事物件調査算定業務 (機械工作物・・・採石プラント調査算定)
5 年 5 月から 5 年 7 月まで	〇〇県〇〇地方振興局 林道〇〇線改築工事機械工作物等調査算定業務 (機械工作物・・・製材機械調査算定)

合 計	5 年 4 月
-----	---------

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋 4 丁目 6 番 1 号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	佐藤守胤
営業補償・特殊補償	部門

8.	資格を 取得し よ う と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成 30 年 5 月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		30 年 8 月まで	一般国道〇号改築〇〇地区〇〇商店他営業調査算定業務 (営業・・・営業休止等補償算定業務)	
		30 年 9 月から	〇〇市街路課	
		30 年10月まで	都市計画街路〇〇線改良工事営業調査算定業務 (営業・・・クリーニング店営業休止補償算定)	
		31 年 4 月から	〇〇県〇〇土木事務所	
		令和元年 6 月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
		元年 9 月から	〇〇市道路建設課	
		2 年 3 月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事用地調査業務 (営業・・・パチンコ店等休業補償調査算定)	
		2 年 5 月から	〇〇地方整備局〇〇港湾工事事務所	
		2 年 8 月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
		2 年 9 月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		2 年11月まで	県道〇〇号改築工事〇〇地区〇〇商店等他〇件営業調査算定業務 (営業・・・営業廃止及び休業補償調査算定業務)	
		3 年 4 月から	〇〇市道路建設課	
		3 年 7 月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (営業・・・コンビニエンスストア等営業休止補償等調査算定業務)	
		3 年11月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		4 年 2 月まで	〇〇東バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務 (営業・・・〇〇商店営業規模縮小補償額算定業務)	
		4 年 5 月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
4 年 7 月まで	一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇築堤用地調査等業務 (特殊・・・農業廃止補償調査算定業務)			
4 年 9 月から	〇〇町土木課			
4 年12月まで	町道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (営業・・・美容院営業休止補償調査算定業務)			
5 年 4 月から	〇〇市下水道課			
5 年 6 月まで	〇〇地区下水道管渠整備工事用地測量業務 (営業・・・〇〇商店他営業休止補償調査算定)			
			合 計	5年 2月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	中山仁章
事業損失	部門

8.	資格取得しよとする部門の補償業務経歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)		
		平成30年4月から 30年5月まで	〇〇市道路建設課 市道〇〇線改築工事〇〇地区建物等事前調査業務		
		30年9月から 30年10月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区建物等事前調査業務		
		31年4月から 令和元年6月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区建物等事後調査算定業務		
		元年9月から 2年1月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇高架橋建設工事電波障害影響事前調査		
		2年5月から 2年8月まで	〇〇県〇〇地方振興局 県道〇〇号改築工事〇〇地区家屋等事前調査業務		
		2年9月から 2年11月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号〇〇バイパス〇〇隧道建設工事物件調査業務 (事業損失・・・水枯渴補償算定)		
		3年5月から 3年6月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事前調査業務		
		3年11月から 4年2月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事後調査算定業務		
		4年5月から 4年7月まで	〇〇市都市計画局街路課 都市計画街路〇〇線改築工事建物等事前調査業務		
		4年9月から 4年12月まで	〇〇県〇〇地方振興局 広域農道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (事業損失・・・家屋等事前調査)		
		5年4月から 5年6月まで	〇〇地方整備局〇〇河川事務所 〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務委託 (事業損失・水枯渴補償算定業務)		
				合計	5年 3月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	伊藤 三花
補償関連	部門

8.	資格を 取得し ようと する 部門 の 補償 業務 経歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)		
		平成 30 年 4月から 30 年 9月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築工事用地調査業務 (補償説明業務を含む。)		
		30 年12月から 31 年 3月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務		
		31 年 4月から 令和元年 6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民生活再建調査業務		
		元年 9月から 元年12月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う代替地対策調査業務		
		2年 5月から 2年 8月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事裁決申請書添付図 書等作成業務		
		2年 9月から 2年12月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (事業認定申請図書作成業務を含む。)		
		3年 5月から 3年 6月まで	〇〇県〇〇農林事務所 〇〇地区灌漑事業〇〇ダム建設事業用地調査業務 (補償説明業務を含む。)		
		3年11月から 4年 2月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事裁決申請書添付図書作 成業務		
		4年 5月から 4年10月まで	〇〇県〇〇地方振興局 〇〇ダム事業計画策定に伴う用地関係予備調査業務		
		4年11月から 4年12月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇港改修工事漁業調査業務(補償説明業務を含む。)		
		5年 4月から 5年 9月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム調査事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務		
				合 計	5年 6月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月××日

所 在 地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名 称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



☆今年度（令和6年度）共通科目研修受講者のみ

氏名	広尾真実
土地評価	
部門	

8.	資格を取得しようとする部門の補償業務経歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)
			令和6年度 共通科目研修申込の際、提出済み

合 計	年 月
-----	-----

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

※日付、証明印の必要はございません。

名 称

代表者氏名



各部門に係る補償業務の内容

1. 土地調査部門

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

2. 土地評価部門

- (1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務
- (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

3. 物件部門

- (1) 木造建築、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

4. 機械工作物部門

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

5. 営業補償・特殊補償部門

- (1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

6. 事業損失部門

事業損失[※]に関する調査及び費用負担の算定業務

(注)※事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損失等をいう。

7. 補償関連部門

- (1) 意向調査^{※1}、生活再建調査^{※2}その他これらに関する調査業務
- (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務
- (3) 事業認定申請図書等の作成^{※3}業務

(注) ※1意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。

※2生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。

※3事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための協議相談用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。

8. 総合補償部門

- (1)公共用地取得計画図書の作成業務
- (2)公共用地取得に関する工程管理業務
- (3)補償に関する相談業務
- (4)関係住民等に対する補償方針に関する説明業務
- (5)公共用地交渉業務[※]

(注) ※公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得に対する協力を求める業務をいう。

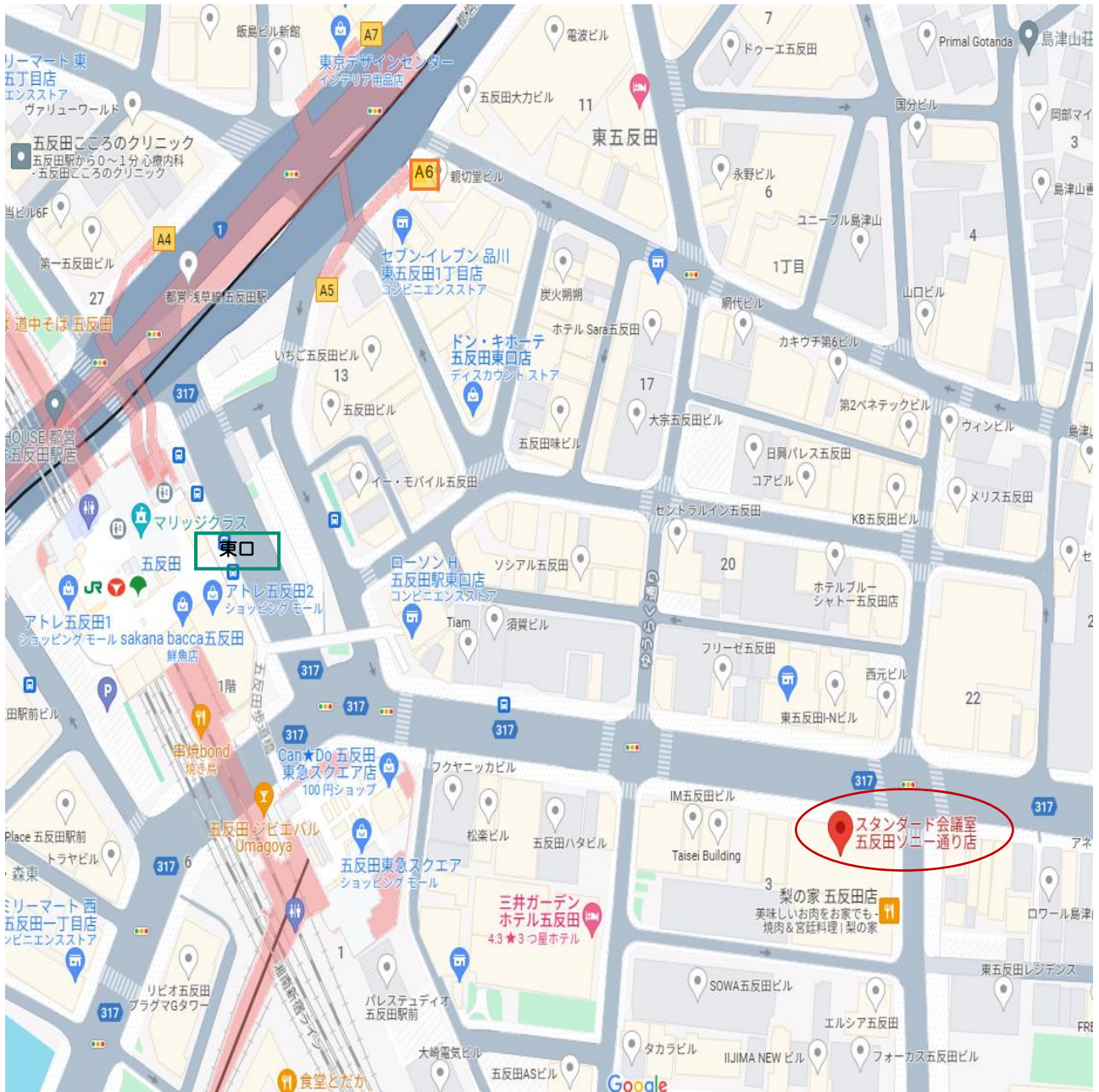
別紙

専門学校における補償講座（年度別開設状況）

支部	学 校 名	開 設 学 科		
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
東北	学校法人 北杜学園 仙台工科専門学校	環境土木工学科	環境土木工学科	環境土木工学科
関東	学校法人 専門学校 中央工学校	測量科(夜間部)	測量科(夜間部)	測量科(夜間部)
中部	学校法人 電波学園 東海工業専門学校 金山校	測量科	測量科	測量科
		測量設計科	測量設計科	測量設計科
近畿	学校法人 創真総合技術学園 近畿測量専門学校	情報測量学科	情報測量学科	情報測量学科
九州	学校法人 鳴田学園 福岡国土建設専門学校	都市環境設計科	都市環境設計科	都市環境設計科
	学校法人 九州測量専門学校	土木建設科	土木建設科	土木建設科
		測量情報科	測量情報科	測量情報科
		/	/	国際工学科
計		6 校	6 校	6 校

11. 研修会場の案内図

○スタンダード会議室（五反田ソニー通り店） ★詳しくは、HPをご覧ください。



• JR 山手線、都営浅草線、東急池上線「五反田駅」より徒歩約5分

- ①JR「五反田駅」東口を出て、右へ進みます。
- ②歩道橋を上り、正面に見える建物「五反田東急スクエア」へ向かって渡ります。
- ③歩道橋を降り、道なりに直進します。

180m程進みますと右手に「大京穴吹不動産」、「スギ薬局」が見えます。そのビルが「五反田中央ビル」(スタンダード会議室／五反田ソニー通り店)となります。
※土地調査部門は4階、それ以外の部門は3階に会場がございます。

コースⅠ／コースⅢ 提出書類再確認表

コース別	提出書類		
Ⅰ	受講申込書（様式 1）及び「表面写し1部」	今年度 A	共通科目研修修了証書（写し）
	受講写真票（様式 2）		健康保険被保険者証（写し）
	受講票（様式 3）	再受講 B	健康保険被保険者証（写し）
	8.資格を取得しようとする部門の補償業務経歴		
Ⅲ	受講申込書（様式 1）及び「表面写し1部」	勤務形態 A	補償業務管理士登録証（写し）
	受講写真票（様式 2）		健康保険被保険者証（写し）
	受講票（様式 3）	勤務形態 B	補償業務管理士登録証（写し）
	8.資格を取得しようとする部門の補償業務経歴		健康保険被保険者証（写し）
		年金記録照会（写し） または、被保険者記録照会回答票（写し）	
Ⅰ・Ⅲ 共通	指定の市販図書（市販図書を使用する部門選択の場合のみ、持参する。）		

総合補償部門（コースⅢ）提出書類再確認表

総合補償部門選択	受講申込書（様式 1）及び「表面写し1部」
	受講写真票（様式 2）
	受講票（様式 3）
	補償業務管理士登録証（写し）
	健康保険被保険者証（写し）

※提出書類内容の詳細については、8頁、9頁をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

- 1 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講者のプライバシーを尊重します。
- 2 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講申し込みの際に、講習業務の遂行上必要な事項として、氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、資格者の登録・更新講習会・補償コンサルタント CPD 制度の案内等に利用し、それ以外の目的では使用しません。
- 3 申し込みの際にご提出いただいた申込書の内容を外部に意図的に公開、提供することはありません。
- 4 外部からの個人情報の公開、提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、申込者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により個人情報を開示しなければならないときは、開示する場合があります。
- 5 申込者の情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。

一般
社団
法人

日本補償コンサルタント協会

郵便番号 105-0001
東京都港区虎ノ門2-3-20
虎ノ門YHKビル6階
電 話 03(3591)7711
(研修事業部 直通)
FAX 03(3591)6607